

固定資産の現所有者(兼相続人代表者)申告書

令和 年 月 日

(宛先) 亀岡市長

固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、亀岡市税条例第69条の2の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告します。

課税台帳上の所有者 (被相続人)	ふりがな		死亡年月日
	氏名		年 月 日
	住所		
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	

(相続人代表者)	ふりがな		被相続人との続柄
	氏名	㊞	
	住所		
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
	電話番号		

その他の現所有者 (相続人代表者以外の相続人)	ふりがな		被相続人との続柄
	氏名	㊞	
	住所		
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
	電話番号		
	ふりがな		被相続人との続柄
	氏名	㊞	
	住所		
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
	電話番号		
	ふりがな		被相続人との続柄
	氏名	㊞	
	住所		
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
	電話番号		

※裏面あり

その他の現所有者（相続人代表者以外の相続人）	ふりがな		被相続人との続柄
	氏名	Ⓜ	
	住所		
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和	年 月 日
	電話番号		
	ふりがな		被相続人との続柄
	氏名	Ⓜ	
	住所		
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和	年 月 日
	電話番号		
	ふりがな		被相続人との続柄
	氏名	Ⓜ	
	住所		
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和	年 月 日
	電話番号		
備考			

相続登記の状況	1 相続登記は 年 月 日に完了しています。
	2 相続登記は 年 月 日頃までに完了する予定です。
	3 相続登記を行う時期は未定です。

○この「現所有者（兼相続人代表者）申告書」に基づいて、現所有者の認定等を行うとともに、現所有者代表者（相続人代表者）宛に納税通知書及び納付書を送付します。

○その他の現所有者の記入欄が足りない場合は、任意の別紙に記入の上、別紙を添付してください。

○相続放棄や遺産分割協議が整っている場合は、そのことが証明できる書類を添付の上、提出してください。

○この「現所有者（兼相続人代表者）申告書」は相続登記や相続税の申告とは関係はありません。